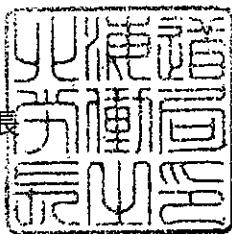


写

北労発基 0827 第 15 号
平成 30 年 8 月 27 日

各建設工事発注機関 殿

厚生労働省北海道労働局長



建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

建設業の 7 月末現在の死亡者数は昨年の 13 人から 5 人減少の 8 人 (▲38.5%) と減少しているものの、死傷者数は前年同期に比べ 42 人増加 (△11.0%) の 425 人となっています。

「事故の型別」では、死亡災害は「墜落、転落」が 3 人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が 2 人、「はざまれ、巻き込まれ」、「飛来、落下」及び「交通事故」が各 1 人となっています。

現在、建設業の死傷労働災害は前年と比べ増加しており、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間の 3 割弱がこの時期に発生しています。

このような状況の下、これらのことと踏まえ、これから迎える建設工事の追い込み期に、三大災害、火災災害、交通労働災害の防止を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

また、特に 10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全の日」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

つきましては、下記の事項について積極的に取組いただきますようお願いいたします。

記

- 1 現場監督員への建設工事追い込み期労働災害防止運動における労働災害防止対策の周知 (労働安全衛生法等の関係法令の周知等)
- 2 工事現場へのパトロールの実施
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成する労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催
- 5 建設工事追い込み期労働災害防止運動に係る「懸垂幕 (看板)」及び「安全宣言」(※別添「懸垂幕 (看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照) の現場設置・掲示への協力

※北海道労働局のホームページに掲示しております。

【掲載場所】ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止について



【担当者】安全課 主任安全専門官

【電話】代表 011(709)2311 内線 3551

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 平成 30 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

厚生労働省北海道労働局

建設業の 7 月末現在の死亡者数は昨年の 13 人から 5 人減少の 8 人 (▲38.5%) と減少しているものの、死傷者数は前年同期に比べ 42 人増加 (△11.0%) の 425 人となっています。

「事故の型別」では、死亡災害は「墜落、転落」が 3 人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が 2 人、「はざまれ、巻き込まれ」、「飛来、落下」及び「交通事故」が各 1 人となっています。

現在、建設業の死傷労働災害は前年と比べ増加しており、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間の 3 割弱がこの時期に発生しています。

このような状況の下、これらのことと踏まえ、これから迎える建設工事の追い込み期に、三大災害、交通労働災害等の防止を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

また、特に 10 月 25 日から 10 月 31 日までを「建設安全の日」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

1 取組期間

平成 30 年 10 月 1 日～12 月 31 日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協賛者

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部（順不同）

4 実施者

建設業関係各事業場（工事現場）

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 安全パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場（工事現場）の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道 17 の労働基準監督署（支署）による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。特に、10 月 1 日から 12 日の間に全道一斉監督指導を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 全般的事項

- ア 経営トップによる安全パトロールの実施
- イ 現場責任者による巡視・点検の励行
- ウ 全ての店舗・現場に建設工事追い込み期労働災害防止運動の別添「懸垂幕（看板）」、「安全宣言」の設置、掲示
- エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策（重点実施事項）

ア 墜落・転落災害防止対策

- (ア) 開口部の養生、危険箇所の表示
- (イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- (ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- (エ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (オ) 防網の設置、安全帯取付設備の設置
- (カ) 墜落防止用器具（ハーネス型）の導入促進

イ 重機災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
 - a 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - b 立入禁止区域の明確化

- c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
- a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
- ウ 崩壊・倒壊災害防止対策
- (ア) 土砂崩壊
- a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - b 作業開始前の地山の点検
 - c 作業主任者の直接指揮
 - d 作業手順に基づく安全作業
 - e 現場責任者による巡視・点検の励行
 - f 構築物・仮設物の倒壊
 - ① 作業計画の作成
 - ② 作業手順の確立
 - ③ 避難場所の確保
 - ④ 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
- エ 火災災害防止対策
- (ア) 火気の取扱い管理の徹底
- (イ) 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止
- オ 交通労働災害防止対策
- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
- a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- カ 急性中毒災害防止対策
- (ア) 一酸化炭素
- a 屋内での内燃機関の使用禁止
 - b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
- a 換気装置の使用
 - b 送気マスク、防毒マスクの使用
 - c SDS（安全データーシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
- a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
 - c 作業主任者の選任
 - d 安全衛生教育の実施
 - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助